

## マルクスの個人的所有概念の意味

小 松 善 雄

はじめに

《個人的所有の再建》論争において「個人的所有」社会的所有」説が活発に展開されたにもかかわらず、前号(第三九卷第三号)でみたところからすると、なお論争を未決着といわざるをえない最大の理論的難点は、元来、マルクスが個人的所有(individuelles Eigentum, individual property)という概念をいかに考えていたかという基本問題が今日にいたるまでなお確定されていない点にあるといえる。そして確定しえていないところから、往々にして、マルクスは、この概念がどのような内容のものであるかを語ってこなかったかといわれることがあるが、そうであろうか。

これまでの論争でまったく言及されず、したがって考察されてもこなかったが、マルクスは、一般的にいつて私的所有と区別される個人的所有の概念がいかなるものであったかについては、すでに『経済学批判草稿』(一八六一—六三年草稿)において明確に論述している。すなわち旧『剰余価値学説史』Ⅱノート第一〇分冊「3 相対的剰余価値」の「追補」(MEGA, II 3.6, „Manuskript 1861-1863“, Teil 3, 3 Der relative Mehrwert, Heft xx [zusatz],

マルクスの個人的所有概念の意味

S. 2118-2120. 『剰余価値学説史』、全集版第二六卷Ⅰ、四六〇—四六四ページ）においてマルクスは、ジョン・ロックの「労働一般に関する学説」をとりあげているが、そこにおいてロックの所有論<sup>11</sup>「労働が所有の眞の権源である」とする、いわゆる所有権源論に関して、ロックは「私的所有、私的所有の権利の自然法的基礎」に、私的所有と区別される個人的所有をおいていると評価している点に、マルクスの個人的所有論が表明されているといえる。

マルクスは、ロックに対して、この結びで「ロックの見解は、封建社会と対立するブルジョア社会の権利観念の古典的表現であり、しかも彼の哲学は、その後のイギリス経済学全体にとってそのすべての考えの基礎として役立ったのであるから、それだけいっそう重要である」（全集第二六卷Ⅰ、四六四ページ）<sup>12</sup>といい、『資本論』においても、「イギリスやフランスやイタリアの経済学の『哲学者』」（国民文庫②、二七六ページ）という位置づけを与えているが、その「封建社会と対立するブルジョア社会の権利観念の古典的表現」は、また近代社会主義・共産主義の所有論の思想的・理論的源流となったものでもある。

たとえば、M・ペーアは『イギリス社会主義史』において「労働が財貨の権源であり、価値の源流であるという学説は、社会主義の主要な武器にされる運命にあった。もともとロック自身は、それを反対の意味に使用し、私有財産の合法性と正当性を証明しようとしたのである」（大島清訳、岩波文庫）、一一七一—一八ページ）とのべている。

いま少しその影響をみておくと、一七六〇年から一八二〇年にいたる時代、反資本主義批評家たちの「共通の基礎は、主として、ロックの『国家論』（On Civil Government）のうちに見いだした自然法にあった。この小論文はかれらの聖書になった。ことにこの自然法説が、アメリカ革命の成功によって神聖なものとされ、ルソー（Rousseau）の熱烈な精神を附与されてフランスからイギリスへ逆輸入されてから、そうなった」のであったが、ロックの『市民

政府論』から、社会主義・共産主義は「(一)共有財産は自然的である。したがって公正であり、正当である。(二)労働は財産すなわち富に対する唯一の権原である。(三)自然——人間もふくめて——は、固有の、神聖なる、合理的な法則によって支配される。／＼ここからまたつぎの結論がうまれる。／＼(一)私有財産は不自然的であり、有害であり、廃止されるべきである。(二)地代、利潤、利子という形での、労働の生産物からの控除はすべて、自然法に対する違反である。(三)すべての改革は、自然法の復活を目指すか、あるいはそれに合致することを目的としなければならない」(同上、一八七、一八八ページ)という論理的結論をひき出したとされる。

それではマルクスのロックの所有論——所有起源論として展開されている所有権源論の評価はいかなるものであったであろうか。

ブルジョア社会の経済哲学としてのロックの所有論が同時にまた、近代社会主義・共産主義の所有論の源流となってきたのはいかにしてかという問題意識と重ね合わせて、ややくわしく検討してみよう。

マルクスはロックをいかにとらえたか

さてマルクスの、ロックの所有権源論への視角は、ロックにあったの私的所有一般、ひいては資本主義的私的所有の権源とその正当化の導出論が、所有一般の権源論と個人的所有の私的所有への転化論という論理構成をとっておこなわれていることの説明におかれている。そのため、ロックの『市民政府論』と『利子・貨幣論』(『利子引下げと貨幣価値引上げとの諸結果に関する若干の考察』)とが一体のものとして扱われているが、このロックの所有権源論についての論述は、マルクスの個人的所有についての論及のうちで、その概念内容をうかがい知るに足るだけのま

った論述がなされている、最重要な参照箇所であると考えられるので、マルクスによる『市民政府論』第五章「所有権について」の原文抜粋とそれへのコメントを引用しておこう。

「労働一般に関するロックの学説を、利子と地代との源泉に関する彼の学説といっしょにしてみると——というのは、彼においては、剰余価値はこれらの「利子および地代という」規定された形態でのみ現われるからであるが——そうすると、剰余価値は他人の労働、剰余労働、にほかならないのであって、土地と資本——労働の諸条件——が、この労働の取得をその所有者に可能にさせるのである。そして、一個人 (person) がみずから彼の労働に利用しうるよりも大量の労働諸条件を所有することは、ロックによれば、一つの政治的作為であり、それは私的所有、 $\wedge$ 私的所有の権利 $\vee$ の自然法的基礎と矛盾するものである。

〔ホッブズにおいても、すぐに消費できる状態において存在する自然のたまものを別にすれば、労働は、すべての富の唯一の源泉である。神 (自然) は「人類にたいし、無償で与えるか、または、労働とひきかえに、売るか、そのどちらかである」(『リヴァイアサン』岩波文庫、水田洋訳口、一四五ページ)。しかしホッブズの場合には、君主が、その意のままに土地の所有権を分配するのである。〕

〔ロックの〕それに関連のある箇所は次のとおりである。

『たとえ土地とすべての下級の被造物は万人の共有のものであっても (be common to all men)、だれでも自分自身の一身 (person) については所有権 (property) をもっている。この所有権にたいしては、彼以外のだれも、なんらの権利を有しない。彼の身体の労働と彼の手の働きは、当然に彼のものであると言ってよい。したがって、自然が用意しそのままにしておいた状態から彼が取り出してくるものはどんなものでも、彼が、それに自分の労働を混合さ

せ、また、自分のものであるなにかをそれに結合させたのであって、こうした仕方では、彼はそれを自分の所有 (Property) とするのである』(『政府について』、第二章五章、『著作集』、第七版、一七六八年、第二卷、二二九ページ) (『岩波文庫』、鶴飼信成訳『市民政府論』、三三〇/三三三ページ)。

『彼の労働が、自然の手——そこでは、それは共有であり、また、自然のあらゆる子供たちに平等に属していた——から、それを取り出したのであり、これによって、それを自分の占有物とした (appropriated) ののである』(同前、三三〇ページ。〔鶴飼訳、三五ページ〕)。

『こうした方法でわれわれに所有権を与えるその同じ自然法が、この所有権をもまた拘束する。……だれでも、腐らないうちに利用して生活に役立てうるものについては、自分の労働によってそれに所有権を確立しうる。けれどもこれを越えるものは、自分の分けまえ (Share) 以上のものであって、他人のものなのである』(同前。〔鶴飼訳、三六ページ〕)。

『しかし、所有の主な対象は、いまでは、土地の果実などではなく、土地そのものである。……人が耕し、植えつけ、改良し、栽培し、そうしてその生産物を利用しうるだけの土地は、その範囲だけのものは、彼の所有である。彼は自分の労働によって、それだけの土地を、共有地からいわば囲い込むのである。』(同前、三三〇ページ。〔鶴飼訳、三七ページ〕)。「土地を開墾しあるいは耕す」と、それを支配 (dominion) することは、結合していることがわかる。前者が後者にたいする権原 (title) を与えたのである』(同前、二三二ページ。〔鶴飼訳、四〇ページ〕)。「自然は、人間の労働の範囲と生活の便宜とによって、適切に所有の限度を設けた。いかなる人の労働も、すべてのものを開墾し占有することはできないであろうし、かれの享受においても、その小部分しか消費しえないであろう。したがって、ど

んな人も、他人の権利を侵害したり、あるいは隣人を犠牲にして自分に所有権を獲得するというようなことは、ありえなかったのである。……こうした限度によって、世界の最初の時代には、各人の財産 (possession) は、きわめて穏当な割合に、すなわち、だれにも危害を加えることなしに、各人が占有しうる程度に、限定されていた。……そして、同様の限度は、世界が人で満ちあふれたように見える今日でも、依然として、だれをも侵害することなしに適用され、うる』(二三二/二三二ページ。「鵜飼訳、四〇/四一ページ」)。

労働は諸物にほとんどそれらの全価値を与える(この場合、価値≡使用価値のことであり、そして労働は具体的労働として理解され、量として理解されてはいない。しかし、労働による交換価値の度量は、実際には、労働者が使用価値をつくりだすことを基礎としているのである)。使用価値のうち、労働に解消されえない残りのものは、自然のままのものであり、それゆえ、それ自体は、共同的所有 (gemeinschaftliches Eigentum) である。それゆえ、ロックが証明しようとしているのは、所有が労働以外のやり方によっても獲得されうるという反対のことではなくて、自然を共同所有 (common property) するにもかかわらず、個人的労働 (individuelle Arbeit) によって個人的所有 (individuelles Eigentum) がどのように (wie) つくりだされうるか、ということなのである。

『あらゆるものに、価値の差異を与えるのは、確かに労働である。……人間の生活にとって有用な土地生産物のうち……一〇〇分の九九はまったく労働の結果に帰せられるべきである』(二三四ページ。「鵜飼訳、四六ページ」)。『したがって、土地にその価値の最大の部分を与えるものは労働である』(二三五ページ。「鵜飼訳、四八ページ」)。『たとえ自然の事物は共有のものとして与えられていても、人間は、自分自身の主人であり、また、自分自身の一身およびその活動、または労働の所有者 (proprietor) であることによって、なおかつ自分自身のうちに所有権の大きな基礎をもって

いたのである』(二三五ページ)。「鵜飼訳、四九ページ」。

したがって、「所有の」一方の制限は個人的労働 (persönlichen Arbeit) の限界であり、他方の制限は、人が自分の利用しうる以上の諸物を貯えないということである。後者の制限は、滅失しやすい生産物を貨幣と交換すること(その他の交換は別として)によって拡大される。

『彼は、これらの耐久性のある諸物を、その欲するだけ貯えることができる。彼の正当な所有の限界を越えたかどうかということは、彼の個人的労働の限界を別とすれば、その占有の大きさのうちにあることではなく、なんらかの諸物がそこで無用に滅失したか否かということのうちにある。こうして、貨幣が使用されるようになった。それは、腐朽することなしに保存しえ、また人々が相互の合意によって、ほんとうに役立つものでありながら滅失しやすい生活用品と交換に受け取るはずの、なにか永久性のあるものであった』(二三六ページ)。「鵜飼訳、五二ページ」。

こうして個人的所有(individuellen Eigentums)の不平等が生ずるが、しかし、個人的労働(persönlichen Arbeit)という限度は依然として残っている。

『私有財産 (private possessions) を不平等にするこうした諸物の配分が、社会の限界の外部で、またなんの協約もなしに、実行されるようになったのは、ただ人々が金・銀にある価値を与え、かつ暗黙のうちに貨幣の使用に同意することによってであった』(二三七ページ)。「鵜飼訳、五四ページ」。

「……」忘れてはならないことは、彼によれば、自然法が個人的労働 (persönliche Arbeit) を所有の限界にさせているということである」(全集第二六巻I、四六〇—四六三ページ。但し、訳文はMEGA原文によって改め、修訂「ⅡⅧ」内)してある。傍点—原文はイタリックの強調はマルクス)。

マルクスの個人的所有概念の意味

マルクスは、みられるようにロックが私的所有の「自然法的基礎」(naturrechtlichen Basis)として想定した所有を「個人的所有」ととらえ、その核心的内容とみたものを抽出している。<sup>(3)</sup>その範囲は、主としてロックの自然状態論における、貨幣の導入以前の第一段階に集中しているが、一部、ロックが「貨幣使用の同意」理論をもつていわゆる「自然法的制限」を解除してゆく自然状態論の第二段階に及んでいる。

すなわちロックの所有論・所有権源論のうちには、他人の労働⇨剰余労働の取得を可能にさせる資本主義的私的所有および私的所有と、それらの「自然法的基礎」をなす所有とでは原理的な対立、矛盾があるということが気付かれていることを指摘し、ロック自身、実質的に性質の異なる所有をとり扱っていないながら、範疇的にその区別をおこなっていない所有諸形態に関して、所有性質・属性の相違にもとづいて、私的所有と区別してその「自然法的基礎」⇨人類の自然法の支配する状態のもとで想定されていた所有、いわゆる自然的所有を「個人的所有」(individuelles Eigentum)と呼んで、区別している。そのさい、マルクスの問題関心の中心は、自然が共同所有されているにもかかわらず、個人的所有が個人的労働によっていかにつくりだされるかというロックにおける個人的所有の根拠の証明におかれている。

この場合、マルクスが貨幣の導入以降、所有の不平等が生ずるにもかかわらず、そうした所有をも個人的所有ととらえていることは、一見、私的所有と個人的所有の区別の分界線がはっきりさせられていないように見えるが、しかし、この点は、ここでは、ロックの便宜的・使用価値的必要性を根拠とする「貨幣使用の同意」論のコンテキストに従って論旨をすすめていることからくるものといつてよく、そこでも「個人的労働の制限」が崩壊していないことが眼目とされて、個人的所有概念が使用されていることに注意がはらわれてよいと考えられる。



しかし、マルクスの以上の引用は、基本的には、ロックの自然的所有論にかかわるものである。そこでいまいしロックの論旨を辿って、マルクスのロック所有論についての全体的主旨を追究しておく、ロックは、自然状態論の第二段階において「貨幣の発明」<sup>11</sup>「貨幣使用の同意」の導入をもって「自然法的基础」を解除してゆく。すなわち「貨幣使用」とともに、土地が乏しくなり、したがっていくらかの値が生ずるようになり、一つの「政治的作為」すなわち「協同体では自分たちの明確な領土の境界を定め、また自分たち自身の内部での法によってその社会に属する私人の所有権を規律し、このようにして労働と勤労が作り出した所有権を協約と同意により確定」(鵜飼訳、五〇ページ)することになる。

のみならず、もともとロックの労働にもとづく所有論のうちには「私の召使の刈った芝草は「……」誰の譲渡も同意もなしに、私の所有物となる」(同、三四ページ)という章句にみられるように、他人労働にもとづく生産物の所有をも「私のものであった労働がそれに対する私の所有権 (property) を確立 (fix) した」(同)ものとされていたが、貨幣使用の同意の導入以後は、さらにすすんでマルクスがロックの『利子・貨幣論』からの参照を求めている事態に行きつく。

「次にわれわれは、どのようにしてそれ」(貨幣)『は、利息または利子と呼ばれる一定の年所得をもたらすことによつて、土地と同じ性質を有するものとなるかを、見ることにしよう。というのは、土地は当然に、なにか新しい有用な、人間にとつて価値あるものを生みだす。ところが、貨幣は不毛のものであり、なにも生みださないが、しかし、協約によつて、ある人の労働の報酬であつた利得を他の人のポケットに移すからである。こういうことの起こる原因は、貨幣の不平等な配分にある。この不平等は、土地にたいしても、貨幣にたいしても同じ効果をもつ。……と

いうのは、土地の不平等な配分（君が、耕作できるかまたは耕作しようとするものよりも多くの土地をもっていて、他の人はそれよりもわずかの土地しかもっていないということ）は、君の土地を求める借地人を生みだすからであり、そして、それと同じように貨幣の不平等な配分は、……私の貨幣を求める借り手を生みだすからである。こうして私の貨幣は、取引において借り手の勤労により、とかく借り手になりたいし六〇以上を生みだす傾向があるが、それはちやうど、君の土地が、借地人の労働によつて、とかく、彼の地代となる果実よりも多くを生みだす傾向があるのと同じである』（『ロック著作集』フォリオ版、一七四〇年、第二巻）。

この箇所においてロックは、一面では、土地所有を論難して、その地代が高利とまったく異なることを示すことに関心をもっている。しかし、どちらも「地代も高利も」生産条件の不平等な配分を通じて『ある人の労働の報酬であった利得を他の人のポケットに移す』（前掲全集第二六巻Ⅰ、四六三―四六四ページ）。

かくしてロックの所有論は、その論理的帰結において「貨幣の不平等な配分」を通じて「貨幣を求める借り手を生みだ」し、地代と利子をもたらす原因となるといわれ、絶対主義の基盤Ⅱ封建的土地所有と支柱Ⅱ高利資本への内在的批判の論理としての役割を果たしつつ、同時に首尾よく「ある人の労働の報酬であった利得を他の人のポケットに移す」ことⅡ剰余価値の取得、資本主義的私的所有を正当化する論理としての二重の役割を果たすものとして構成されたのである。

では、マルクスは、こうした所有論のロック的構成、とりわけ自然状態論に依拠した所有の権源論の理論構成にたいていかなる評価を与えていたであろうか。この点については、さしずめ『経済学批判要綱』の「経済学批判序説」で、次のように述べられているのが参照されるべきであろう。

すなわちマルクスは、「個々の孤立した獵師や漁夫」を歴史の出発点におくところの「スミスやリカードがまだまったくその肩のうえに立っている一八世紀の予言者たち」の「自然主義」の立場を「一六世紀以来準備されて一八世紀に成熟への巨歩を進めた『ブルジョア社会』を見越したものである」とあり、「それ以前の歴史上の時代には彼を一定の局限された人間集団の付属物にしていた自然的紐帯などから解放されて現われる」ところの個人、「一面では封建的社会形態の解体の産物、他面では一六世紀以来新しく發展した生産諸力の産物」である個人が登場したことともなうところの「想像物」(Einbildung)、『経済学批判』、杉本俊朗訳、国民文庫、二六六―二六九ページ)とみなしている。そこですでにみたマルクスのロック評価からすれば、当然、そのもっとも代表的な予言者の一人としてロックとその『市民政府論』の所有権論が表象に想い浮べられていたであろう。

とすれば、マルクスは、ロックの個々の孤立した個人を出発点とする「自然状態」の仮構にもとづく、私的所有ならびに資本主義的私的所有の起源、権源の導出とその「自然主義的」正当化を一個の「想像物」でしかないとみていたということができ<sup>(4)</sup>る。しかも、「六一―六三年草稿」執筆のこの時点は、すでに『要綱』のこの「序説」にひきつづき「資本主義的生産に先行する諸形態」において共同所有⇌共同体所有論を展開し、『経済学批判』において労働生産物がなぜ商品形態をとるのか、商品特有の矛盾によっていかにして貨幣が必然性をもって生成するのかを説明する作業を一応終えていた時点であるだけに、その導出と正当化の論理がいかに荒唐無稽なものとみていたかはいうまでもないであろう。だが、そのことは、ロックの自然的所有⇌労働、個人的労働にもとづく所有論に関しても、マルクスが何ら顧慮するにたりないものとみていたということになるであろうか。これに関しては、ロックの自然的所有を「個人的所有」ととらえ返しているのはマルクスであり、ロックの自然的所有論のうちに、資本主義的私的所有、

ひいては私的所有一般に対し、それを「政治的 $\parallel$ 人為的行為」とみる批判論理が潜在することをみてとっていることに照らすならば、マルクスはロックの自然的所有論の根拠づけに対しては、是認していたということができよう。

むしろよりいっそう一般的にいうならば、マルクスはロックの所有権源論の核心的内容についてのこのコメントにおいて、しばしば指摘されるロックの所有権源論の基本的特質の一つ、すなわち、ロックの自然権としての所有論に関して、「ローマ法理論によれば、私有財産は単一の所有者による絶対的な権利とされ、他のすべての者に排他的であり、所有者は彼の財産を思うままに使用、収益、処分し、絶滅しさえすることができる。ロックは所有権についてローマ法のように、これを絶対的なものとは考えていないように思われる」（川中藤治「ジョン・ロックの財産観」）、京都大学『法学論叢』第七七巻第一号、五五ページ）といわれるローマ法的所有論とロック所有論との異質性を、私的所有と個人的所有の範疇的区別をもって明確にし、その所以を説明していると考えられるのである。

### 個人的所有の概念内容

#### ——五つの性質 $\parallel$ 属性——

では、マルクスはロックの自然的所有をなぜ個人的所有と呼んだのであろうか。そのような所有のいかなる経済的・社会的性質 $\parallel$ 属性に着目して、個人的所有という用語を用いたのであろうか。換言すれば、マルクスが私的所有と区別して個人的所有と呼ぶところの所有は、いかなる概念内容をもったものであろうか。

これに関してはマルクスが引用している箇所——とりわけ、個人的所有がいかにつくりだされうるかという論点との関連で、これらの性質 $\parallel$ 属性が語られていると考えられるので、この点に留目しつつ整理をしてみるならば、個人

的所有とは、以下のような性質 $\parallel$ 属性をもった所有であるといえよう。

その第一は、ロックの所有権源論は、土地に関していうと、土地 $\parallel$ 自然の共同的所有 (common property, gemein-schaftliches Eigentum) と個人的所有との併存という、二つの異なる所有のいわば二重構造が前提されているが、しかし、共同的所有に対立しない所有とされていること、そしてこうした二重構造のもとで労働者と労働諸条件の本源の統一が実現されている所有であることである。

第二は、マルクスがとくに注意しているように、ロックのいう価値とは使用価値のことであり「労働は具体的労働として理解され」ているといわれていることから知られるように、商品生産、商品交換は存在せず、したがって貨幣の内在的な必然性が認められないこと、<sup>(5)</sup>第三は、したがって資本主義においてのように労働力の商品化 $\parallel$ 賃金奴隷制といった事態がなく他人の労働 $\parallel$ 剰余労働の取得を可能にする所有ではないことである。

さらに、第四は、その所有権源論が「人身の所有 $\parallel$ 労働の所有 $\parallel$ 物的所有」という古典的な三位一体構成をとって根拠づけられていること、いいかえると「人間は、自分自身の主人であり、また自分自身の一身およびその活動すなわち労働の所有者であることによって、自分自身のうちに所有権の大きな基礎をもっている」ところの自由独立な個人が、対象に「自分の労働を混合させ、自分のものであるなにかをそれに結合させ」ることによって取得された所有、換言すれば、個人的労働にもとづく所有であること、第五には、所有の分け前 $\parallel$ 持分権 (ロックの原文からの引用では share 全集版ドイツ語訳では Anteil) に関して、個人的労働が充用しうるだけのものが所有されるという個人的労働の制限、労働にもとづく所有であるという制限にくわえ、物の有用性・使用価値の減失が招来されるほどまでには生産物が蓄積されないという損傷制限の二つの基本的な分け前 $\parallel$ 持分権制限のもとで、「他人の権利を侵害

したり、隣人を犠牲にして獲得する」ことのない、つまり「だれをも侵害することがない」限度をもった所有として、所有権の絶対性、排他性に限度が設けられているということである。<sup>(6)(7)</sup>

以上は個人的所有の諸性質 $\parallel$ 諸属性を平面的に挙示したわけであるが、これら五つの諸性質 $\parallel$ 諸属性のうち、もつとも基軸的な性質 $\parallel$ 属性は何に求められるであろうか。また、これらの諸性質 $\parallel$ 諸属性相互の規定的関連はどうつかまれるであろうか。

まず第一に、他の性質 $\parallel$ 属性があってもそれを欠いてはその概念がなりたないという点からいって、もつとも基軸的な特質 $\parallel$ 特性といえるのは、第四の性質 $\parallel$ 属性、つまり自主・平等・独立の個人の自己労働、個人的労働による生産物の取得にもとづく所有であるといえる。

その意味では、それは、労働にもとづく所有 $\parallel$ 「労働と所有の同一性」という、そのものとしては人類社会史を貫串する一般的な所有原理にもとづくところの、その一つの形態であり、それゆえ「労働と所有の同一性」にたつ自己労働、個人的労働による取得という実体に着目するなら、個人的私的所有においても、「自然法的基礎」としての仮構においてだけでなく、実体としてそれに内属するとみられるものである。

つぎに、諸性質 $\parallel$ 諸属性の相互関連についていえば、第一の、共同的所有を前提・基礎として、そしてその共同的所有が、第二の、商品生産・商品交換、第三の、労働力の商品化と剰余価値の他人による取得を不可能とするがゆえに、個人的所有がそのものとして存在しえ、反面、共同的所有はまた、個人的所有が、第四、さらに第五の性質 $\parallel$ 属性をそなえた所有であるがゆえに、共同的所有と対立、矛盾せず存立しようという、共同的所有を基礎としての相互制約、相互規定の関係がみいだされるといえることがいえよう。

さらに、個人的所有の対象について述べておこなうなら、本来、個人的所有概念は前述のように「労働と所有の同一性」、しかも個人的労働にもとづく所有かどうかという視点からとらえた生産物の所有にはかならないから、ここにみられるように、その所有対象は生活手段としての「土地の果実」、あるいは生産手段としての「土地そのもの」でありうる。したがって個人的所有の対象を一義的に生活手段か、生産手段かというふうに限局するわけにはいかなないのであって、いずれが所有対象を構成するかは、あくまで労働、個人的労働がいかなる形態でなされるかによるとい  
わなければならないのである。

なお、一言しておいてよいと思われるのは、マルクスは、個人的所有の「個人的」(individuell)を「人格的」(persönlich)とを同じ意味で用いていることである。すなわち個人的労働(individuell Arbeit)によってつくりだされた個人的所有は不平等が生ずるが、にもかかわらず、それには個人的労働(persönliche Arbeit)によって限度が画されているといわれているように、individuellとpersönlichとが換位されるものとして用いられている点に徴すると、両語は本質的に同じ意味のものとして用いられていることがわかるのであって、したがって個人的所有の「個人」とはまた、すぐれて「人格的個人」を意味しているといえる。<sup>(e)(9)</sup>

またマルクスは、『共産党宣言』以降、個人的所有の類語として、ときに人格的所有(persönlich Eigentum)という用語を用いているが、上記の用法からすると、この二つの用語は本質的に同じ意味のものとして用いられていると考えられる。

## マクファーンソンの「所有的個人主義」論

だが、個人的所有がこのような性質＝属性をもつものとすれば、それはC・B・マクファーンソンのいうところの「所有的個人主義」(Possessive Individualism)の「困難」を共有することにならないであろうか。すなわち主著『所有的個人主義の政治理論』によれば、一七世紀個人主義はその「所有的性質」のうちに「中心的な困難」を含むもので、ロックはそうした所有的個人主義の完成者にとらえられている。

マクファーンソンの自由民主主義政治理論、とりわけ、そのロック解釈は「ロックのマルクス主義的解釈」とされ、ロック所有論についての『輝やかしく、衝動的な』業績」(田中正司『増補・ジョン・ロック研究』)「補論」ジョン・ロック研究の動向」、未来社、三六三ページ)とされている。

たしかにロックにおける「領有法則の転回」論ともいうべき中心論理——ロックが個人的所有＝「個人の自然的所有権」から「損傷の制限」「十分さという制限」「労働の制限」という三つの自然法的制限を「貨幣の導入の同意」を媒介として解除し、さらに、いかにして人の身体の所有権、したがって労働の所有権から「労働を譲渡する自然権」をみちびき「資本主義社会にたいする一つの積極的な道徳的基礎」を提供したか、のマクファーンソンの論証は鋭利であり、卓越したものといえる。だが、マクファーンソンの解釈にしたがうならば、個人的所有もいわゆる「所有的個人主義」の困難を免れないものとなりかねないが、そういうことになるであろうか。そして、その点では「マルクス主義的解釈」として欠くところのないものといえるであろうかという疑問が生じる。そこで、少々、この点について検討しておくことが必要となろう。



さて、マクファーンソンが「所有的個人主義」という場合「その所有的性質は、個人は本質的に、自分自身の身体(person)ないし諸能力の所有者(proprietor)であって、それらのために何ものをも社会に負うことはないという、見解」を意味し、「個人は一つの道德的全体としてでもなければ、なおまた、より大きな社会的全体の部分としてでもなくて、自己自身の所有者(owner)であるのみなされた。所有(ownership)の關係は、ますます多くの人たちにあって、彼らの全可能性を実現する現実的自由と現実的見通しとを決定するところの、きわめて重要な關係となつたので、個人の本性の中にさかのぼって読み込まれた。個人は、自己の身体と諸能力の所有者であるゆえに自由であると考えられた。人間の本質は他人の意志への依存から自由であつて、自由は所有(possession)の関数である。社会は、諸個人自身の諸能力の、および彼らがそれらを使用して獲得したものの所有主として、相互に關係させられた無数の自由平等な諸個人となる。社会は所有主間の交換の諸關係から成り立つ。政治的社会は、この所有の保護のためと、秩序だった交換關係の維持のためとの、計画された装置となる」(『所有的個人主義の政府理論』、藤野涉他訳、合同出版、一三ページ)といわれるところのものである。

この定義はマクファーンソンにあつては「單純市場社会」モデルに自己労働にもとづく個人的私的所有である以上に、「所有的市場社会モデル」に「労働能力の讓渡」——人間の労働が一個の商品となるところの資本主義的私的所有の社会を意味している。したがつて個人的所有が「所有的個人主義」の「所有性質」を共有するかどうかは、個人的所有と二つの私的所有、個人的私的所有と資本主義的私的所有との關係を明らかにすることによつて判明される。

そこで、これについてみると、まず、個人的所有と私的労働にもとづく個人的私的所有とは、ともに自己の個人的労働にもとづく所有である点では共通であるが、第一、第二の性質に屬性とそこから歸結される第五の性質に

属性をもたないという点で基本的な差異があり、資本主義的私的所有とでは、これらに加えるに、それが第三の性質  
Ⅱ属性をもつという点でいっそう相違している関係にあると指摘できよう。

したがって、マクファアソンは私的所有と個人的所有との区別を行なっていないが、両者の範疇的区別という立場  
にたてば、個人的所有は、その内容において、商品交換と労働能力の譲渡Ⅱ労働力の商品化を排除しているがゆえ  
に、「所有的個人主義」の「所有的性質」はもたないということができよう。

かくしてマクファアソンもまた、ロック解釈にあたって「個人的所有」という言葉を使用しているものの、それ  
は、マルクスのように、私的所有の「自然法的基础」のうちに個人的所有を読みとるのではなく、私的所有と同一視  
されているところから、ロックの所有論・所有権源論から「労働にもとづく所有」の論理を追放するにいたってい  
る。すなわちマクファアソンは、次のように結論づける。

「私は結論するが、ロックは、所有にたいする自然権の正当化を通じてずっと、労働が本性上商品であること、そ  
して他人の労働の産物を領有する権利を私に与える賃金関係が自然的な秩序の一部であることを、当然のこととして  
いたのである。そこから結論されるように、領有するという自然権に対する第三の想定された制限（すなわち人が自  
分自身の自然な労働でかち取りうるだけのもの領有）は、ロックによって心に抱かれたためしはなかったのだら  
う。そこでロックが、この制限を取り除いていたことは疑問の余地がない。それは、彼の心の中には存在しなかつた  
が、人道的な自由主義の現代的伝統の中で彼の理論に接近した人びとによってその中で読み込まれていたのである」  
（同上、二四七ページ）。

しかし、マクファアソンのいうように「労働にもとづく所有」Ⅱ「人が自分自身の自然な労働でかち取りうるだけの

ものの領有」という原理は「ロックによって心に抱かれたためしはなかった」のであり「人道的な自由主義の現代的伝統の中で彼の理論に接近した人びとによってその中へ読み込まれた」というように、ロックの所有論を全一的な資本主義的私的所有の正当化論と断定しうるのであろうか。マクファーンソンの、理論家のインプリシットな（暗黙の、含意的な）仮定の明確化という解釈方法論からは、ロックの心中を上記のように推量することは当然であらうが、しかし、それによってロック所有論の理論的矛盾・原理的不首尾性は理解されうるものとなったとしても矛盾・不首尾性自体は解消されはしない。自由民主主義理論、したがって資本主義の体制イデオロギーの内在的矛盾Ⅱ「中心的な困難」は、マクファーンソンのように「労働にもとづく所有」の原理を洗い流してしまうのではなく、むしろ資本主義的私的所有、その一般的基礎をなす私的所有とその自然法的基礎・理念的基礎Ⅱ個人的所有との対立・矛盾において設定されるべきではないかと考えられる。そして、この観点からすれば、マルクスのロック所有論Ⅱ所有権源論に対する基本視角―私的所有と区別される個人的所有の位置づけを欠落させている限りでは、「ロックのマルクス主義的解釈」としては、それがマルクスの解釈と異なるという点以上に、ロックの所有論がなぜ、また近代社会主義・共産主義思想の所有論の源流になりえたかという問題への理解を閉ざしてしまう点でも大きな難点を免れないと考えられるのである。<sup>(10)</sup>

### レヴェラーズ（平等派）と個人的所有論

ところでロックの所有論の全体的構造はまぎれもなく「ブルジョア社会の権利観念の古典的表現」でありブルジョア社会の経済哲学であるといえるにしても、その所有権源論Ⅱ個人的労働にもとづく所有としての個人的所有論自体

がブルジョアジー起源のものということになるであろうか。

知られているように自由・平等・独立な個人という理念を「人の身体の所有権」「労働の所有権」を基本的根拠としてもっともラディカルに宣揚し「所有にたいする自然権を主張した最初の政治理論家であるという殊勲」（マクファーン、前掲、一七二ページ）を主張したのは、レベエラズ＝平等派の人々であり、マルクスが、ロックの所有権論において個人的所有と呼んだ所有論は、元来は、平等派の所有論であり、ロックのそれは、これを継承して改変したものである。

ちなみに、ロックに先行して自然的所有論を展開したレヴェエラズズのオーヴァートンはその小冊子『すべての圧制者に報いる一矢』（An Arrow against all Tyrants, 1646, 10・12）において、「人の身体の所有権」を「個人的所有」（individual property）と名づけている。

「自然におけるあらゆる個人には、いかなる人にも侵されたり奪われたりさるべきでないある個人的所有権が自然によって与えられている。というのは、誰もが、彼は彼自身であるように、彼は自己という所有をもっており、さもなければ彼は彼自身ではありえないからである。そしてこのことに基づいて、いかなる他の人も、何人かのものを奪おうと思うならば必ずや自然の、および人間と人間とのあいだの公平と正義の諸規則の、諸原理そのものにする明白な違反と侮辱を犯すことになるのである。私のものと君のものは、このことがなければありえない。いかなる人も私のものもろの権利と自由を制する力をもたないし、また私もいかなる人のそれを制する力をもっていない。私は個人でしかなく、私自身を、そして私自身の所有を享受しうるであろう。そして私自身を私自身と称する以上のことはないであろうし、さもなければ、何かそれ以上と思うかもしれない。もしそう思うのであれば、私

は、私になんらの「権利」をもっていない他の人の「権利」にたいする侵略者であり侵害者である。なぜなら、自然に生をうけることによって、すべての人が生れながらに平等かつ一様に同様な所有権や、独立、および自由をもっているからであり、そしてわれわれは神から自然の手によってこの世に引き渡されるのであるように、あらゆる人は自然的、生得的な自由と所有権をもって（あたかもそれは各人の胸板に、決して消されぬように書き込まれたかのよう）いるのであって、われわれはまさにそのとおりに生きるべきであり、あらゆる人が平等にかつ一様に彼の「生存権」と特権を享受すべきだからである。まさにこれらのすべてを神は本来、あらゆる人の自由に任せたのである」（マクファーン、同上、一五四—一五五ページより引用）。

そしてレヴェラーズ＝平等派の思想が独立小生産者の思想であり、「労働による財産の説はイギリスにおける初期資本主義期の独立小生産者層の財産理論を表現したものと見える」（川中、前掲、四七ページ）と云ってよいとすれば、平等派の所有論は「個人的私的所有」、「資本論」の「本源的蓄積の歴史的傾向」でいうところの「労働者が自分の取り扱う労働条件の自由な私有者である場合」＝「農民は自分が耕す畑の、手工業者は彼が老練な腕で使いこなす用具の、自由な私有者である場合」（前掲③、四三五ページ）の代表的な見解であったということができるといえる。

そうだとすればレヴェラーズ＝平等派の個人的所有論は、マルクスのロック所有権源論の吟味において改鑄されて概念的に純化されて継承されていると云ってよいと考えられるのである。

以上、ロックの所有論においてマルクスが見出し出した個人的所有論の検討と代表的なロック解釈家マクファーンの見解の問題点、ロックの個人的所有論とレヴェラーズの個人的所有論との関連についてみてきたので、ここで、当初、提起したロックの経済哲学＝ブルジョア社会の経済哲学が、なぜまた近代社会主義・共産主義の所有論の源流と

なりえたのかという論点に關してもふれておくことにしよう。

ところで、この論点に關しては、J・プラムナッツが『近代政治思想の再検討』（I ロックとヒューム、藤原保信他訳、早稲田大学出版部）において、「ロックの議論はどこに欠点があるのかということ調べることによって、いかにして初期社会主義者たちがかれの仮定を用いてかれのとは非常に違った結論に達しえたかということ、われわれは理解できる」（二四九ページ）という視点から、ロック所有論の「三大欠点」＝理論的な不徹底と矛盾と考えるものを提示し、示唆的な説明を与えている。やや長文にわたるが、ほぼ問題のポイントを尽していると思われるので、その論理的批判をみておこう。まず、「三大欠点」に關して、次のように言う。

「第一にかれが専有の上に課する制限、つまり何物をも朽ちはてたり荒れはてたりさせてはならないという命令は、それが実際にはまれである条件のもとにおいてのみしか意味をなさないがゆえに、不適切か不十分かのどちらかなのである。第二にロックが暗黙的に所有権という権利の中に包含している遺贈権は、生命と自由を保持する権利からも、また、人びとがその労働を混じえたものをみずからの排他的使用のためにとっておく権利からも生じはしない。そして第三に、たとえ人びとが何物かにその労働を混じえるということが、労働を混じえなかつた者を除外してそれを使用する権利をかれに与えるとしても、かれらが何物かに労働を混じえた最初の人間であるということが、続いてそれに労働を混じえるいかなる人ともそれを分けあわない権利をかれらに与えることにはならないのである」（同上、一三八ページ）。

このうち、第三の、「ロックの「労働にもとづく所有」論は、端的にいえば「もし労働が所有権に対する権利を生み出す力をもっているならば、なぜある種の労働だけであって、すべての労働ではないのか、最初の労働者の特権が、

どうしてあとに続く者に対しては否定されているのか」(同、一四六ページ)という問いに集約されるものであるが、ブルームナツツは、この論理が賃労働についても適用されざるをえないことを承認している。「ロックのために、各人の労働は自分のものであるから、かれはそれをお金とひきかえに売る権利を有するという反対がなされるかもしれない。このことは真実であるが、わたくしの議論には影響を与えない。かれはかれの労働を売る権利を有するということが、かれの労働を混えるものを専有する権利をかれから奪いはしない。かれは、単に他人が専有するために存在するすべてのものを専有しているという理由だけで、この第二の権利を正当にも失うことはできないのである。というのも、そうすることによって他人はかれの(かれらの隣人の)分け前を侵害したことになるからである。たとえかれがかれの生産物を専有しようとしたとしても(あるいは、かれが共同の生産物の分け前を要求したとしても)、誰もかれに対してかれの要求を正当に拒否することはできないであろう。もし労働による専有権がロックの述べるように自然権であるならば、このことはそうであるにちがいない。というのも自然権はだれもが所有し、それゆえ政府が誰に対しても保証しなければならぬ権利であるからなのである。もちろんわれわれは労働者が生計をたてるためにその労働を売るより他に術のない社会秩序を正当化する必要から、かれの労働をうる権利を主張してもよいであろう。その必要はきわめてはっきりしているが、しかしのその議論は健全ではない。ひとつの自然権を失う者が別の権利を——たとえこの別の権利が同様に自然権ではないとしても——保持しているということを示すことによって、その喪失をわれわれは正当化しえない」(同、一五八ページ)。

なお、ロックの所有権源論の「長所」に関して、ロックが所有権を「自由への手段として理解していたこと」に認め、「あらゆる社会がその成員に対して保証すべきである権利「……」という意味において、所有権に対する自然

的権利について述べることは不合理ではなく有用である。たとえわれわれが社会主義者であっても、ここまではロクに賛成できるであろう。人びとが隣人もしくは権威と争っているばあいに頼るべき何物をもたないということは、つまり、他人がいかんにかれらに労働させるかということを決めるばあいにかれらの労働以外に売るべき何物をもたないということは、かれらの雇主が私人であれ、公共団体であれ、かれらの自由が縮小されているということなのである」（同、一四九ページ）としている。

マルクスによる、前引の「人間の労働の範囲と生活の便宜とによって適切に設けられた所有の限度」が「世界が人で満ちあふれたように見える今日でも、依然としてだれをも侵害することなしに適用されうる」という規定を論理的に貫徹させるならば、プラムナッツのいうように、賃金労働者⇨プロレタリアートについても「かれはかれの労働を売る権利を有する」ということが、かれの労働を混えるものを専有する権利をかれから奪いはしなない」という主張が——労働全収権の形をとろうと否と——引き出されうることは、けだし必然であるといわなければならない。そしてまさにこの、労働にもとづく所有の論理こそ、イギリスにおいてのみならず、ルソーによって、そして主としてルソーを介してフランスの社会主義・共産主義思想の成立の母胎となったということができるのである。

さて、マルクスの個人的所有概念の意味⇨概念内容とその理論的含意とパースペクティブは、上来の検討を通じてひとまず確定され、明らかにされたと考えられるが、それでは、最後に、これによるなら、いかなることが一応の小括としていうことができるであろうか。

まず第一は、マルクスの個人的所有の概念の基軸的内容は、共同的所有と区別される別のものであるが、それと両



立しうる、人格的個人の自己の個人的労働による取得にもとづく生産物の所有であると規定されうるものであること、したがって、それは私的所有のうちにも、自然法として理念的に、かつ個人的労働にもとづく所有としての実体において内属しているとみなしていたことが判明するのであって、それゆえ、第二に、《個人的所有の再建》論争とのかかわりというならば、以上の検討からだけでも、社会的所有と個人的所有とを必竟、同一物に帰着させる「個人的所有」社会的所有」説は、その変種「類型の如何を問わず、マルクスが抱いていた個人的所有概念の基本的意味を見誤っているという点においてマルクス解釈としては成り立たないといわざるをえないのである。(未完)

(1) 『剰余価値学説史』のロック論におけるマルクスの個人的所有についての論述が、言及・考察されなかったのは、「マルクスが『個人的所有』という用語をつかっているのは、『資本主義的生産に先行する諸形態』の引用箇所(Ⅱ)『ゲルマン的形態』の箇所、引用者)と、『資本論』第一巻第二章におけるこの箇所(Ⅱ)『いわゆる本源的蓄積』の最後の箇所、引用者)だけである」(福富正美「『アジア的生産様式論』と『大塚史学』」、山口大学『東亜経済研究』復刊第四集第二号、一九八ページ)といった断定——氏は、この時点では『フランスの内乱』における個人的所有の真実化の箇所を落としているが、この点は、のちに平田清明氏がとり上げられ、自説に利用されることになる——などが先入見の認識をなしてきたことによるのではないかと考えられる。

(2) マルクスは『経済学批判』の第二章「貨幣または単純流通」(B 貨幣の度量単位にかんする諸理論)でも、ロックを、次のように特徴づけている。

「あらゆる形態の新しいブルジョアジーを代表したジョン・ロック、労働者階級と貧民にたいしては工業家を、旧式な高利貸にたいしては商業家を、債務者たる国家にたいしては金融貴族を代表し、また自著の一つでブルジョアの悟性として証明しさえしたロック」(杉本俊朗訳、国民文庫、九五ページ)。

このようなマルクスのロック評価をふまえてロックの経済思想の基本的性格を解明した浜林正夫氏、種瀬茂氏は、それぞれいっそう具体的な特徴づけを与えている。まず浜林氏は「一方には封建的土地所有と前期的資本との攻撃、しかし同時に他方では市民社会的『搾取』形態の擁護」(「ロックが擁護しようとしているのは独立生産者——職人、商工業者」(Tademan)、自作

農——およびその上層部としての借地農、生産的地主なのであり〔……〕労働者は基本的階級対立から除外されてしまう」〔「資本家および生産者としての二つのたましい」はロックにもやどっていたといえよう〕〔「ロック経済思想の社会的基礎」福島大学『商学論集』第二巻第六号、八九ページ〕といわれる。種瀬氏もまた、ロックの経済論において「土地保有者」——「農業における資本制生産の創設の時期に当たって、それを促進し自らもそれに従事しつづつあった進取的地主階級（Yeomanry 上層と Gentry 層）」同時に「農業資本家たる借地農業者」が主導的活動主体におかれていた（「ジョン・ロックによる経済的構造的把握」一橋大学『一橋論叢』第三五巻第二号、一二二ページ）としたうえで、経済学史的には「ロックの経済論は、経済社会の分析において流通の過程から生産過程への転回点にたつていいるといふことができる。そしてこの転回によつて生み出されたかれの理論的成果は、その一方の生産と価値・労働・私有財産の理論はスミスに、他方の経済構造把握の理論はケネーにと、それぞれ古典派経済学の中核的体系者にむかう理論的發展の展望を与えている」（一三四ページ）と結論づけられている。

(3) もっともマルクスは、いわゆる三つの自然法的制限——「労働による制限」、「十分さという制限」、「腐敗制限」のうち、「十分さという制限」を述べている箇所の引用はしていない。

(4) ロック自身は、その自然的所有と労働にもとづく所有論の歴史的根拠として「全世界は、初めはアメリカのような状態にあった」（鶴飼訳、五四一ページ）といっているように、アメリカ・インディアンの生活状態についての知識をその典拠としている。その「ロック的な労働」所有の観念は、『人間自体さえもが大地に密着して生産の非有機的条件として現れざるをえない』（大塚久雄『共同体の基礎理論』一九五九年、岩波書店、一二二ページ）共同体的生産様式が崩壊して、人間の労働の産物が人間労働のみの独立した産物として現れるところに成立したものであったことに注意されたい（田中正司『増補』ジョン・ロック研究』未来社、二〇三ページ）とみるのが妥当であると考えられる。

(5) ロックが用いる Worth が使用価値を意味するものであることは『資本論』第一部第一篇「商品と貨幣」第一章「商品」第一節「商品の二つの要因、使用価値と価値（価値実体、価値量）」（注4）においても再説されている。『およそ物の自然的価値（natural worth）は、いろいろな欲望を満足させるとか人間生活の便宜に役だつとかいうその適性にある。』（ジョン・ロック『利子引下げ……の結果の諸考察』一六九一年、『著作集』ロンドン、一七七七年版、第二巻、二八二ページ。）一七世紀にはまだしばしばイギリスの著述家たちのあいだでは、「Worth」を使用価値、「Value」を交換価値の意味に用いているのが見いだされるのであるが、それは、まったく、直接的な事物をゲルマン語で表現し反省された事物をロマン語で表現すること

を好む国語の精神によるものである」国民文庫(1)、七三ページ)。

(6) ヨーロッパ的伝統においては、私的所有と個人的所有の区別は、マルクスに見られるだけでなく、のちの社会主義的著述家にも多かれ少なかれ継承されている。二〇世紀に入って、たとえばバーナード・シヨオはその『資本主義・社会主義・全体主義・共産主義』(The intelligent Woman's guide to socialism, capitalism, sovietism and fascism, 1937.) において資本主義と社会主義を対比して、以下のように述べている。

「資本主義にたいして社会主義の主張は、政府の第一義務は所得の平等を支持して、いかなるものであっても財産の私有権(private right of property)を絶対に否認します。そしてあらゆる契約についても国家が一方の当事者として、国民の幸福を主として考慮し、どんな契約であつても人々が卑下しなければならなかったり、貧困のために早死するほどの労働をしたり、一方ではその労働の犠牲によって怠惰で濫費の生活をするようなことを、一瞬たりともゆるさないようにすることでありま

す。社会主義が私有財産と契約の自由を廃止するであろうというのは、このようにまったく真実であります。実際のところではこれはすでに人々が思っていたよりもはるかに大きな範囲にまでなしとげられているのであります。というのは資本主義と社会主義との間における政治闘争は過去一世紀間までさかのぼっておこなわれており、資本主義もその悪結果から起こってくる公憤のためにはしだいに譲歩して、これを緩和するためになし崩しに社会主義をうけ容れているのであります。

ところでちょっと申添えておきますが、普通につかう私有財産という言葉(the common use of the term private property)を、個人的所有(Personal possession)のものの意味に混同してはいけません「……」。社会主義は、個人的所有に反対するような不合理なものでなく、個人的所有の欠くことのできないことは認めており、かえってそれをずっと多く増やしていこうとしているものです「……」。

この区別をはっきりさせるために例をあげてみましょう。あなたは自分の洋傘は私有財産であり、あなたの晩の食事もあるあなたの私有財産だ、とおっしゃいます。ところがそうではないのです。あなたはそれを一つの社会的条件のもとにおいてもらっているということなのです。ですからあなたはそれをあなたの好きなようにすることはできないのです。たとえばあなたはその洋傘でわたしの頭をぶん殴ることは許されていません。またあなたの晩の食事に『猫イラズ』を入れてわたくしを殺すことも、ましてイギリスの法律では自殺を犯罪としている以上、それで自殺することも許されてはいけません。あなたが洋傘や食事を使用したり楽しんだりするのは、あなたの個人的権利ですが、それは厳格な社会的考慮によって制限されている

ものなのです。しかしもしあなたがイギリス本土やスコットランドの地方に土地をもっているとすると、そこに住んでいる連中を立退かせて、かれらがいくところがなければ海の中へ追払ってもいいのです。また人間よりも羊や鹿を入れたほうが金になるからという理由で、生まれたばかりの赤ん坊をかかえた女の病人を家から追い立て、雪のつもった街道に放りだしてもさしつかえないことにもなっています。その他海辺にそった別荘の地所内には、その村が繁栄に便利なように汽船のつく棧橋をつくろうとするのを邪魔することもできます。そのわけは棧橋はあなたの寝室の窓からの眺めをわるくするからというので、たとえその寝室を年にももの二週間とは使わないにしても、あるいはまったく数年間もご無沙汰してしまっているものであってもです。これらのことはなにも気まぐれな例ではありません。度々くりかえされてきたことなのです。そしてこれは洋傘でわたくしの頭をぶん殴るよりもずっとよくない罪悪です。そこでなぜ洋傘でしては許されることが、地主の土地については許されるのかといえば、その答はつまり土地は私有財産である、法律家のいう不動産であり、洋傘はたんなる個人的所有 (personal property) であり、動産であるからというのです。こうなるとあなたも社会主義者が私有財産を少しでも早く廃した方がいい、というのをきかれても、驚くには当たらないでしょう。

資本主義も社会主義も、どちらもその目的は人類のためにできうるかぎり最大の幸福を獲得するためにありますが、そのためのよい政治形態の実行の仕方——これはその規則といってもいいのですが——異なっているのです。それが資本主義では土地と資本の私有制を主張し、私契約を実行し、社会秩序を維持すること以外には国家に産業への干渉はさせないというのが、社会主義の方では所得を平等にし、私有財産を完全な個人的所有にかえ (The complete substitution of personal for private property)、私的契約を秩序だつた世論にもとづく契約とし、平等が脅かされたときには警察が干渉し、産業と生産の完全な調整と取締りとは国家が行う、というのにあります (藤本良造訳、角川文庫上巻、一六六—一六九ページ、一部変更)。

ショオの私的所有の個人的所有への変容論は「わたたくし自身も『資本論』を読んで社会主義者になった」と言明し「カール・マルクスを軽くあしらうような人間は、マルクスを読んだことがないか、それともかれのような偉大な知的視野のない人間と見なしても差支えありません」(下巻、九〇ページ)といった側面に照らすと、マルクスの個人的所有の再建論からの影響によるものとも考えられなくはないが、ショオにおいても社会主義の目的は個人的所有に反対するところにあるのではなく、私的所有を完全な個人的所有に転化させることにあることが明言されている。

(7) さらにつけ加えていえば、個人的所有が存在する状態は、ロックの論理段階では共同社会は形成されているとしても、政

治権力——国家は成立していない。すでにみたように個人的所有は共同的所有のもつとで、私的所有もまた存在しない状態のもつとの概念であることからすれば、個人的所有は、国家に政治的國家の不在をも前提としているといふことができよう。

(8) 念のため、ホブズは、『リヴァイヤサン』において与えている『人格』についての定義を参照しておく。

「人格 (person) とはかれの語や行為が、かれ自身のものとして、あるいはそれらの語や行為が帰せられる他人または他の物の語や行為を、真実にまたは擬制的に代表するものとして、かんがえられるような人である。」(水田洋訳、岩波文庫(一)、二五三ページ)

ロックが person の用語をもちいる場合も、こうした意味を含ませていると思われる。

(9) したがって訳語問題について一言しておく、マルクスが「個人的所有」を「人格的所有」と同義に用いていたとすれば、『Individuales Eigentum』は「個体的所有」とか「個別的所有」ではなく、「個人的所有」がもっとも適切な訳語ということになると考えられる。

(10) L・クレイダーは『市民社会の弁証法』第三章「労働価値説の初期の歴史」において、上記と似た角度から、マクファーンソンのロック論の「狭隘性」を指摘している。「ロックによれば、その生産物は、その生産者に属するのである。ロックの著作を、所有の個人主義から解釈するのは、C・Bマクファーンソン C. B. Macpherson 'The political Theory of Individualism, Oxford 1970, pp. 197 et seq. のように、有効であるが、狭い基盤のうえにしかたっていない。そこでは、ロックの理論は、所有および所有権の擁護としてのみとらえている。しかし、ロックによれば、所有にたいする権利は、労働と仕事によって確立されるものである。したがって、問題とされているのは所有権一般ではなく、直接生産者の権利なのである。」(河村望訳、お茶の水書房、二七六ページ)。

クレイダーの価値論は、厳密にいうと問題があるといわなければならないが、上述の指摘は首肯しうる。

なお、わが国のロック研究においてもロック所有権源論の個人的所有の側面ははつきりつかまれていなかったようである。たとえば田中正司氏は、わが国においてももっとも全面的にロックをとりあつた『増補』ジョン・ロック研究』においてロック所有論の「解放の論理」としての二重性に関し、とくに、ロックの「労働による所有」理論をそれ自体のもつ収奪性に焦点をあてて説明されている。

その研究成果はすぐれたものと考えられるのであるが、こうした視角のせい、氏のロック所有論もまたマクファーンソンと

同じくロックにおける私的所有と個人的所有の区別と関連という問題視角はみられない。

すなわち、氏は『剰余価値学説史』のロック論を熟知しており参照をもとめているにもかかわらず、また、その論理展開のなかで「ロックの展開した労働による所有の理論を前提とする労働は、いまだ必ずしも「……」労働の客観的諸条件との本源的結合状態から十分分離したのではなく、あくまでもパースンの基礎の上に、パースンの延長として考えられたもの」（二二〇ページ）という認識をえているにもかかわらず、「個人的私的所有」と「個人的所有」とを同一視されておられる。

そういう点もあつてのことであらうと推察されるのであるが、『現代の自由——思想史的考察』（御茶の水書房）において、ロックを「排他的な専有権としての所有の自然権の観念を確立に導いた」（一〇三ページ）思想家と規定しながら、その結論において「近代の市民社会思想家は、各人がそれぞれの自己対象化活動の産物の所有者となる『個体的所有』の実現と、その相互的交換に媒介された社会的交通の形成こそ、人間の類的安全性（ゲマインウエーゼン）実現への不可欠の道と考えていたのである」（三二〇ページ）と、出所不明の「個体的所有」論をもち出されている。もし、氏がマルクスがみたように、ロック所有論に個人的所有論をみていたならば、この結論は、それなりにヨリ説得的なものになりえたのではないかと思われるのである。